

一方的休日出勤反対！ シリーズ⑤

一方的休日出勤は 労基法に違反か!?

会社は、一方的休日出勤を行うために、新幹線乗務員に対し面談を行いました。面談を受けたある組合員が「休日出勤には応じられない、休む」と主張したところ、管理者は「絶対乗ってもらう。業務命令だ」と言い返しました。もし、業務命令を無視して休日を休んだらどうなるのでしょうか？

皆さんこのように考えるでしょう

業務命令

↓
一方的休日出勤を拒否すると

業務命令違反

↓
次に来るのは

処分

↓
そうすと

賃金カット

労働基準法にはこう謳われている！

(強制労働の禁止)

第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

↓
業務命令はいわゆる脅迫に等しい！
処分がちらつけば精神の不当拘束！

管理者は罰則を知っているのか！

第117条 第5条の規定に違反した者はこれを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

会社は労基法より恣意的解釈した就業規則を優先させるな！